

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」

議 事 録

2018年3月1日

京都市国際交流会館 特別会議室

平成29年度（2017年度）NGO・外務省定期協議会
「第3回ODA政策協議会」
議事次第

日 時：平成30年3月1日（木）13:00～15:00
場 所：京都市国際交流会館 特別会議室

1. 冒頭挨拶
2. 報告事項
SDGsアクションプラン2018について
3. 協議事項
(1) ODAによる石炭火力発電への支援について
(2) 日本の開発援助と「小農の権利に関する国連宣言」－ナカラ回廊経済開発（プロ
サバナ事業含む）を事例として
4. その他
2019年G20サミット日本開催について
5. 閉会挨拶

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

始まる前に注意点を申し上げます。一つは、この会議は逐語で記録を取り、後日、外務省のホームページで公開されますので、その点ご理解をお願いいたします。次に、発言される場合は挙手をし、ご所属とお名前をおっしゃってください。次に、2時間という限られた時間の議論ですので、発言に当たっては簡潔に要点をまとめてお話しいただくよう、よろしくをお願いいたします。

今回、お手元に配布した資料の中に、右肩に赤いシールがついたものがあります。こちらに関しましては、まだ十分に審議が尽くされていない段階のものでありますので、協議会が終わりましたら回収したいと思います。お帰りの際には席にそのまま置いておくという形をお願いいたします。回収いたしますので、持ち帰らないようお願いいたします。正式の議案書につきましては、後日外務省のホームページで公開しますので、必要であればダウンロード等していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、今回のODA政策協議会、地域開催ということで、ホスト側でありますNGO側から冒頭の挨拶をさせていただきます。関西NGO協議会の理事であります加藤良太さん、よろしくをお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

はい、関西NGO協議会の理事を務めております、加藤良太と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。本日は、外務省の皆様、また、全国からお集まりのNGOあるいは開発関係の皆様、ようこそ京都にお集まりをくださいました。NGO・外務省定期協議会では、この会議に属します連携推進委員会、そしてこのODA政策協議会、年3回それぞれ会議があるんですけれども、そのうち1回をこのようにして地域開催をしております。と申しますのも、ま、確かに首都圏にはたくさんの国際協力関係者、集中をしておりますけれども、日本の全国で地域をそれぞれ拠点にしながら国際協力活動に携わっておられる皆さん、たくさんおられます。その、皆さんのお声もまた、このNGO・外務省定期協議会、あるいはこのODA政策協議会の場に出していただいて、この議論をより有益なものにしていくということで、この地域開催をいたしております。で、この京都も、ちょっと調べてみましたら、今からもう10年以上前に1度、京都で開催をしたことがあるのですけれども、10年以来ぐらぶりにこの場でまた、京都で会議ができるということで、私、あの、個人的には京都の人間なものですから、大変喜ばしいことだと思っております。

で、本日、議題を見てみますと、非常にこう多岐にわたるテーマになっております。昨今、日本でもいろんなセクターが取り組みを始めておりますSDGsについて、また、ODAに関して、いろいろと取り組み、あるいは個別のプロジェクトに関しての議題もございます。ぜひ、皆様には積極的に、ですが和やかに、この場を有意義な議論、対話の場としていただけますように、2時間という時間でございますけれども、どうぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。私からのご挨拶、させていただきます。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

加藤さん、どうもありがとうございました。それでは議事の方へ移っていきたいと思います。報告事項として「SDGsアクションプラン2018について」ということで、SDGs市民社会ネットワーク進行役の大野さん、よろしくお願いします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

宜しく申し上げます。セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでアドボカシーを担当しております、SDGs市民社会ネットワークでは、進行役をしております、大野と申します。今日は、SDGsアクションプラン2018というのができまして、こちらの方についてご質問を上げさせていただきました。こちらの円卓に座ってらっしゃる方には、事前協議の時に回らせていただいたので、本当は資料をコピーしなければならなかったのですが、後ろの皆様にも回覧させていただきます。

まずは協議という場でSDGsに関する議題を上げさせていただけることに光栄に感じております。この後のパブリックフォーラムの方にも甲木課長にご登壇をお願いしているのですが、そちらにおいてSDGsの地域展開に関してじっくりお話をさせていただくということで、まずはODA政策協議会におきましては今回覧させて頂いております、去年12月に発表されました「SDGsのアクションプラン2018」について、国際協力に関わる点がどのように記載されているのかについてご説明を頂戴したいと思っております。

二点目は、2016年12月にできた日本の国家としてのSDGsの実施指針、そこには付表として様々な政策が上がっているのですが、その実施指針と具体的な政策と今回出されたアクションプラン2018との関係はどのようになっているのか、実施指針に上げられている政策だけでも、アクションプランから落ちた、逆に実施指針の中にはなかったけれどもアクションプランの中には柱として出されているもの、そういうものがいくつかある中で、この二つの関係性というものをご説明頂ければと思っております。

三点目ですが、SDGsの進捗を図る指標についてグローバル指標の策定および日本国内における指標の策定というものに関しまして、現在の進捗状況をぜひご共有いただければと思います。

四点目は、2019年恐ろしい年であると、市民社会は思っております、G20、TICAD、その他諸々たくさんのもがあるということで、そのうちの一つに首脳級の「ハイレベルポリティカルフォーラム」、SDGsのフォローアップの国連における会議が、首脳級レベルのもが行われる年であります。それに向けて、これまでの日本政府としての取り組みの進捗をご報告されると思うのですが、その時に進捗を測って報告をするということは、どのような判断基準、指標において進捗の評価をするのか、どのような枠組みでレビューをして日本政府として評価をするのか。

実は、大変失礼な言い方になってしまうのですが、2018年のみならずこれまでのレビュープロセスにおいて、各国が、自分ができていること悪く言えば宣伝する場所になっているのではないかとということで、どのような枠組みでレビューをするのかというものが中々ちゃんと見えてこないという意見もあります。それを踏まえて2019年というのは、首脳級

になりますので、どのようなレビューがなされるのかということ、今の段階でご意見を伺えればと思っております。以上です。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

大野様、どうもありがとうございました。只今、四点ほど質問をいただいたと思いますので、これに対しまして、外務省国際協力局地球規模課題総括課の甲木課長からお願い致します。

○甲木（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課長）

外務省の甲木でございます、宜しくお願い致します。今、大野さんからちょうどSDGsに関連してご質問頂きました。それで、大野さんから、ちょうど自分の役割や肩書というお話がありましたけれども、オール政府でSDGs推進本部を立ち上げまして、その下に円卓会議ということで市民社会ネットワークさん、もやいさん、それから黒田かおりさん含めて、なるべくNGOの方の声を聞こうと頑張っておりますけれども、私の実感から致しますと、大野さんが進行役として政府のNGOの取り組みをしっかりと導いていただいているということに、本当に感謝しております。非常に率直にご意見を頂きますし、我々もなるべくやっていることをアピールするのですが、そのやりとりの中で良い対応ができたらということ、で日頃やっているところでございます。

今四点ほどご質問をいただきましたので、ちょうど外務省の担当課の課長として、それから推進本部の事務局を外務省が務めているものですから、そのSDGs全体の取り組みを事務局の立場から、両方の立場を踏まえてご説明できたらという風に思います。

一つ目は、SDGsアクションプラン2018ということで、ちょうど去年の12月26日に総理官邸で全閣僚が集まって議論した結果が発表されました。そのアクションプランのうち、国際協力に関わる部分について説明してほしいということでございました。アクションプランは、全体像について簡単にご説明させていただくと、2019年以降、先ほど大野さんからもご指摘いただいた通り、非常に重要な節目がありまして、それに向けて、2018年の一年間を使って、まず日本なりのSDGsモデルというものを確立し、それを内外にしっかりとアピールしていこうという風になっております。その際に、日本ならではのSDGsモデルということ、を特色付ける三本の柱を立てさせていただいたところでございます。

一つ目の柱が、SDGsと連動するソサエティ5.0の推進、二つ目の柱がSDGsを原動力とした地方創生、強靱で環境に優しい魅力的な街づくり、三本目の柱がSDGsの担い手として次世代・女性のエンパワーメントという三本の柱を掲げまして、それぞれにしっかりと対応していこうということになっております。一つ目の柱は、一言で言うと「SDGsと企業」という切り口になるのですが、国際協力という観点から申し上げれば、例えばなのですが、科学技術イノベーションの分野、こういった面における協力を強化しようという内容、あるいは質の高いインフラ支援といったことについて進めよう、あるいは日本の環境技術や循環産業の戦略的な国際展開といったようなことを含めた施策を掲げさせていただきました。

二つ目の柱を一言でいえば「SDGsと自治体」というところでございますけれども、水処理技術、これも日本が得意とするところ、はたまた防災支援をしっかりと進めよう、法の支配の促進、安全保障分野における人材育成あるいは技術支援といったような政策を盛り込むといったところで議論がされたというところでございます。

それから三つ目の柱が、テーマとして「2030年の世の中を支えていく次世代、それから取り残されがちな女性のエンパワーメント」ということを掲げました。これにつきましては、若者・子どものエンパワーメントということ、あるいは女性起業家支援、スポーツによる国際協力、まもなく4月にも国際スポーツイベントがありますけれども、こういったものを進めていく、あるいは昨年12月にはユニバーサルヘルスカバレッジフォーラムを東京で開催致しましたが、UHCを推進していこう、あるいは感染症対策をしていこう等々と、日本が重視してきたこういった支援を更に強化するような政策を掲げさせていただいたところでございます。保健分野の例をとりましたら、まさにUHCの推進ということで国際協力として人間の安全保障の理念に基づいた、ジャパン・ブランドとしてしっかりとUHCをグローバル・地域、あるいは国レベルに主導していくというようなことございまして、こういったところにしっかりと力を入れたいなと思っているところでございます。これが質問の一点目に対するところでございます。

続きまして、二点目のご質問としてすでに2016年の年末に策定したSDGs実施指針と今般策定したアクションプランとの関係、包含関係といえますか、重複あるいはそれぞれない部分をどう考えたらいいのかということでございます。まずは、実施指針は16年12月に策定したものでございますけれども、こちらにつきましてはSDGsの五つの特徴ともいえる普遍性、包括性、参画型、統合性、透明性と説明責任、ということを実施原則として、まさにSDGsの17のゴール169のターゲットを日本の取り組みを踏まえた形で八つの優先課題という形で整理をして、お示しをさせていただいています。付表の中に140の政策というものが具体的に書き込まれ、それぞれの担当省庁と関連する担当指標を書き込んだというものでございます。

一方、先ほどご説明申し上げたアクションプランなのですが、まさに先ほど申し上げたような内外の様子の中で、2018年に政府として柱を立てながら進めていくにあたってどのようなことをやるのかという切り口から取り上げたものということでございます。従って、実施指針に書かれてあってアクションプランに書いてないものは、それがなくなったということでは全くなくて、むしろ政府としては実施指針に基づいて取り組みを行っているということございまして、しっかりとやっていくということでございます。

一方で2018年の先ほど申し上げた取り組みということでいけば、事業の一部が見える化をし、アクションプランの一つの単目は可能なものについて予算規模も書き込もうということでございます。これは政府内で調整し、SDGs政策予算の見える化という意味では、論理的に言えば付表の全部に数字を貼り付けるということもあり得ると思うけれども、種々の折衝の結果、なかなかそこまでにはいかないにせよ、まずは第一弾ということで政

府が行っている政策の中で一部のものについて見える化を図って、可能なものは数字を入れるというアプローチをとらせて頂きました。

従って実は、発表した後、いろんな方面からこれがあっていいという声もあるのですが、なくて困るなどいろんなご指摘をいただいております。なので、これについては今後プロセスの中でアクションプランをアップデートしていく、はたまた実施指針を2019年に向けて、先ほど大野さんからもお話があった首脳級のHLPFの節目もとらえながら改定をしていくということになっておりますけれども、そういった中でしっかりアップデートした中でやっていくということと考えております。

それから三つ目のご質問として、SDGsの進捗を図るうえで指標についてご質問がありました。SDGsの一つの特徴がアウトサイドインと申しますか、客観的なところをちゃんと見ながら進捗を管理しようというところをごさいます。政府としてもそこをしっかりと取り組んでいこうというところをごさいます。昨年のグローバル指標に関しましては、一応、重複等々について整理すると232ということになっておりますけれども、グローバル指標が明らかにされました。今ちょうどSDGs推進本部におきましても幹事会等の現場で議論を深めて、今グローバル指標の各省担当割をちょうどしているところで、割り振った後、それぞれの省庁がグローバル指標の扱い及び実施指針ですでにドメスティックな指標、我々の国内の指標の結果を掲げていますけれども、そのあたり含めてその客観的な把握、対応というところも検討していくという形になっております。従って、まさにそのプロセスが今後具体化する中でよりグローバルな指標、国内の指標の見える化ということが図られていくという風に思っております。

なお、そのグローバル指標の話については、一つは総務省の統計部門と連動して対応しているのですが、彼らのホームページの方でグローバル指標についてはすべて仮訳を作って公表させて頂いているところをごさいます。それから、来週ニューヨークに出張に参る予定なのですが、そのときに総務省の関係者も統計委員会の議論であちらにいらっしゃいますので、ちょうど来週の終わりぐらいには、あちらの議論がどうなったのかについて現地でも打ち合わせしようと思っております。いわゆる指標の世界も少しずつ前に進んでいる、それに合わせて日本政府としても対応をしっかりと進めていくというところをごさいます。

それから四点目のところで、まさに今の話と絡むと思うのですが、2019年の首脳級HLPFにおいて、どういう進捗を捉えていくのかというお話がありました。政府の今の方針としては、今は2019年のHLPFの節目に向けて、どこかのタイミングで実施指針を改定していくことになるだろうと思います。なので、直接の答えはまさにこうゆうプロセスの中で指標、あるいは我々の取り組みということについてアップデートしていくということが基本の考え方でございます。ただそれに至るまでに、まずはこのアクションプラン2018に沿って、今年やれることをやる、おそらく今年の年央にも次回の推進本部を実施すると思っておりますけれども、その時には再来年度概算要求の手続きを踏まえながら、しっかりSDGs

の関連の政策が、きっちりとオール政府で取り組んでいくよう頑張りたいと思いますし、2019年いよいよ国内ではG20サミットあるいは関連閣僚会議の開催、はたまたTICAD7の主催、あるいはHLPFの議論が国連で予定されているということで、2019年は非常に重要な年ですので、そこに向けてしっかり、今申し上げたような段取りで進めていくという風に考えております。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

甲木課長、ありがとうございます。この報告を受けて、大野さんからお願いします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

甲木課長、ありがとうございます。いくつかコメントと質問をさせていただきたいのですが、SDGsのアクションプランについてご説明頂きありがとうございます。

非常に率直に申し上げますと、市民社会で初めてあれを見たときの衝撃が、なかなかその貧困格差というSDGsの一丁目一番地にダイレクトに切り込むという施策というものが見えなかった。科学技術を生み出すとても豊かな未来というのが全面に出ていて、そこにある本当に取り残された人たちにどうやって政策としてアプローチしていくのかというところが正直見えてこない、というのが印象としてありました。

今おっしゃっていただいた通り、恐らくSDGsアクションプラン2019ができるのだらうと思っておりますけれども、その際にはぜひ「誰一人取り残さない」ということを、やはりどの政策がダイレクトにいくのかということが明確になる部分を、ぜひ日本のSDGsモデルが海外にアピールするという意味においても、ぜひその点を入れてほしいというところが一点目です。

二点目なのですが、指標についてもありがとうございます。統計委員会の議論があるということで、また後日に内容等私の方でもフォローアップしたいと思います。今おっしゃっていただいた各省庁にグローバルインディケータの割振りや各省庁へのグローバルインディケータへの対応と国内指標の策定を進める、とおっしゃっていただいたのですが、大体のスケジュール、どのような形で2019年までに、例えばこんなことをやりたい、それより先にこんなことをやりたいなどのタイムスケジュールみたいなものがあればぜひ教えて頂きたいというところが質問です。ありがとうございます。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

ありがとうございます。二点ほど質問とコメントをいただきました、アクションプランとスケジュールについて甲木課長からお願い致します。

○甲木（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課長）

ご質問ありがとうございます。まず一点目の貧困格差のところは今回のアクションプランに十分に捉えられていないのではないかとご指摘でございます。実は今のご指摘は全く虚心坦懐に受け入れざるを得ないこととございまして、実際発表した後いくつかフィードバックがあった中で一つが非常に大きな声として私どもが受け止めているところです。まさに貧困格差の国内での取り組みのところも含めて取り組むべきではないか、この

点につきましては私どももまさにアクションプランを打ち出す時の注意が足りなかった面もありまして、当然厚生労働省を含め関連の所とも連携して政府としては取り組みをしているところではありまして、そこではまさに誰一人取り残さないということを国内で実施する中で、相対的貧困の解消といわれているところで力をいれているのですが、そのアピールが不十分であったというご指摘はまさにその通りだなということでございます。今後アクションプランの内容をアップデートしていく時には、今の点も含めてしっかり受け止めた形でもう一回お示しできるよう努力したいと考えております。

それから指標のタイミングの話でございますけれども、まさに今大体グローバル指標に対してどこが担当しているのかという大まかな割振りについては終わっているのですが、これから実際にそれぞれのところに取り組んでもらい始めるというところまで来ております。一つやはりターゲットとなるのは、2019年のHLPF首脳級、その前の夏に閣僚級もおそらくやると思うのですが、やはり2019年に向けてどの指標をどうしていくのかということの議論が今後深まっていくという風に思っておりますので、このプロセスと連動する形でやはり日本はなるべくこのSDGsプロセスのフロントランナーとして自他ともに認めるような思いでやっております。今申し上げた形にそってしっかり準備をしてやっていくということでございます。

一方で、232のグローバル指標については、Tier1、Tier2、Tier3とありまして、実現の可能性について若干のランク分けもありまして、中には日本のように進んだ国であっても一部そういう形の指標の取り方というのはなかなか難しい、統計技術上あるいはサーヴェイのやり方も含めて意外とプライバシーの関係とか色んなことを含めて難しい問題もあると聞いておりますので、そういう面もあるかと思っておりますので順調にいくという風に楽観はしておりません。ただ言えることは、少なくとも各国の取り組みの中で、我々がしっかり範を示せるような姿勢でやっていきたいと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

甲木課長、ありがとうございます。質問等ありますか。それではお願いします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

JANIC国際協力NGOセンターの谷山です。甲木課長、丁寧なご説明ありがとうございます。SDGsを掲げている私たちが常に考えているのは、いわゆる政策・施策の内容だけではなくて、それを作るまでのプロセスがSDGsでは重視されているという風に考えております。アクションプランが出てきたとき、びっくりしたということがあってですね、同時に今、貧困格差があったとしても抜け落ちてしまう、アピールが足りないということを正直におっしゃっていただきましたけれども、その過程の中で市民の声を、社会と対話をしていれば当然市民側からアピールされて、それが関係省庁に伝えられている、そのプロセスを、逆に市民社会参加を使いながらアピールするということもあり得るわけですから、その辺が抜け落ちてしまったというわけですが、今後のことも含めてその辺はぜひ振り返っていただきたいと思っております。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

谷山様、ありがとうございました。今のことについて甲木課長からよろしいですか。

○甲木（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課長）

ありがとうございます、今の谷山様からのご指摘はまったくその通りで、一応政府としてもプロセス全体としてみれば円卓会議というプロセスで色々な声を吸い上げようという努力はもちろんしておりますし、まさにこういう場がそういうことだと思えるのですけれども、外務省としてもなるべくいろんな形でいろんなステークホルダーの声を聞こうということで、努力をしているというところでございます。一方で、アクションプランにつきましては特に政府の事業の見える化のところについては、あそこまでいくことで、かなり力を使い切っていたところがあって、第一弾まずやったということで、およそ我々も完璧と思っただけでなく、ある種見える化を進める第一歩で世に問いかけた、ということでございますので、ある種の形はできましたのでこれをより充実させていくという風に今後していきたいと思っておりますし、今のご指摘はそういう観点から非常に参考にさせていただきますし、そういうものに対応させていただきたいと思っております。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

甲木課長、ありがとうございました。甲木課長の話を受けて、NGO側からよろしいですか。フロアの方からご質問等ございませぬか。はい。それでは時間も進行しておりますので、次の議題に進みたいと思っております。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

すみません。ここで甲木課長は別件の用事で一旦退席をさせていただきます。SDGsパブリックフォーラムまでには戻りますので、よろしくお願いたします。

○甲木（外務省 国際協力局 地球規模課題総括課長）

ありがとうございました。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

次の議題に進みたいと思っております。協議事項ですね。第一番目「ODAによる石炭火力発電への支援について」というタイトルですが、「環境・持続社会」研究センター、プログラム・ディレクターの田辺さん、よろしくお願いたします。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター プログラム・ディレクター）

「環境・持続社会」研究センター（JACSES）の田辺と申します。この議題は気候ネットワーク、FoE Japan、JACSESの3団体で提出しています。気候変動とエネルギーに関するテーマですが、約20年前にここ京都で京都議定書が策定されました。また、この蹴上（けあげ）は、水力発電の商業運転が日本で初めて行われた場所です。気候変動とエネルギーを議論するのに非常にゆかりの深い場所だと思います。

さて、議題の中身に入りたいと思っておりますが、ODAによる石炭火力発電への支援については、2015年7月のODA政策協議会で議論させていただきました。その後、パリ協定の策定などがありました。石炭火力発電はCO2排出が極めて多いことから、国際社会から注目されてい

ます。現在、日本政府は、エネルギー基本計画の見直しを行っており、外務省でも河野大臣のイニシアティブで気候変動に関する有識者会合を設置し、先日、エネルギーに関する提言が出され、この中で、石炭火力支援については辞めるべきとの提言がなされました。今回は、この提言の後押しをしようと、外務省への応援をしようという趣旨ですので、ご承知頂ければ幸いです。

議題提案書で、現在のエネルギー基本計画における石炭火力支援の問題点をいくつかあげさせて頂きましたが、ここで詳細に入ることは避けたいと思いますが、質問とも絡んでくる重要な点としては、パリ協定との整合性があると思います。COP23でイギリスとカナダを中心にPowering Past Coal Coalitionという脱石炭に向けた連合が設立されました。そこでも引用されているClimate Analyticsのレポートによると、パリ協定の目標を達成するためには、先進国は2030年まで、中国は2040年まで、中国以外の途上国は2050年までに石炭火力発電の運転を辞める必要があると指摘されています。日本政府は高効率化で対応しようとしていますが、高効率化では間に合いそうにないというのが、このレポートでもそうですし、国際的に出されている様々な指摘です。したがって、私どもとしては、気候変動に関する有識者会合の提言も踏まえ、日本政府に対して石炭火力発電への支援は辞めて頂きたいと思っています。

質問1は、先般出された有識者会合の提言について、外務省としてどのように受け止めて、今後、どのように政府内で検討していくのでしょうか、お聞かせ願えれば幸いです。

質問2は、パリ協定との整合性について、国際的には新しい石炭火力への支援はパリ協定と整合しないというのがほぼ共通認識だと理解していますが、どのようにお考えでしょうか。

質問3について、2015年にOECDで輸出信用アレンジメントの附属文書として石炭火力発電セクター了解が合意されました。この中では基本的に高効率に絞っていくと、いろんな事情で難しい場合は限定的に高効率でないものでも認めるという趣旨になっています。残念ながらこのセクター了解は限定的にしか適用されていないのが現状でして、日本政府は、ODAを始め様々な公的支援を行っていますが、公的支援全体で少なくともこの指針に基づいて運用することについてはどのように考えているのでしょうか、お聞かせ願えればと思います。以上三点です。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

外務省国際協力局審議官の牛尾です。私も1年前までCOPを担当していましたので個人的にはいろいろな考えがあるのですが、政治レベルに上がっているので、プレジャッジするようなことは一切言えません。それが私のスタンスですし、ご理解いただければと思います。

2月19日に提出された報告書の内容ですが、石炭火力や再生可能エネルギーの状況を踏まえて、出された報告書だと思っておりまして、現在の状況を捉えているというのが受け止めですが、この報告書の位置付けはどうかというと、大臣が国会答弁で答えられている

通りです。あくまで参考資料として、今後どのように反映していくかについては、反映される部分もされない部分も当然あるでしょう。関係省庁の大臣レベルでどうするかということを検討するか、あるいはあまり調整がうまくいかない場合は、場合によっては官邸が出てくることになると思います。

現に商社なんかは高効率石炭火力で商売やっています。私の知っているインドネシアなんか、商社さんはそれが重点でやっているところで、そういう人たちの立場も考えなければいけないということはあると思います。

2点目、パリ協定との関係ですが、パリ協定の内容は長期目標として2度を目標設定しており、本当にできるかどうかわかりませんが1.5度を目指すことになっています。今世紀後半に温室効果ガスの排出量と吸収量をバランスさせるという内容も書かれています。我が国はパリ協定を踏まえて世界の脱炭素化をリードしていくために、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素などを含めCO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、その選択に応じた支援を行うと。その際、我が国としては再生可能エネルギー、水素の促進に積極的に取り組むと。今の内容を聞いて頂くと、今までとスタンスはちょっと変わってきたのかなと感じられるかもしれません。

こうした提案資料を含めた低炭素型インフラ輸出を積極的に進める中で、エネルギー安全保障及び経済性の観点から石炭をエネルギーとして選択せざるを得ないような国に限り、当該国から我が国に高効率石炭火力発電への要請があった場合には、OECDのルールも踏まえつつ、相手国のエネルギー政策や気候変動対策と整合的な形で、原則世界最新鋭である超々臨界圧以上の発電設備についてのみ導入を支援するということです。

同時に脱炭素化をすすめる技術を提案・支援できるよう、コスト低減、実用化、CCS導入の鍵となる技術開発や大規模水素制度、輸送設備など、再生可能エネルギー・水素に関する技術開発を発足するとともに、CCS実用化の状況も踏まえ、段階的にCCS付きの石炭火力発電所を普及させていくと、こうした取り組みを通じ、実効的な世界の排出量削減に貢献するとともに各国との協力関係の深化に繋げていきたい、ということです。

要するに、石炭火力といっても、超々臨界以上が原則で、しかも石炭を使わざるを得ない国に限定して、相手から要請があって、国別の削減計画の中でちゃんとこなせるかどうかも見、やります、というのが現在の政府の立場です。もう一つは再生可能エネルギー、水素等は加速化していきましようということです。

3点目ですが、OECDにおいて輸出信用アレンジメントとODAについての実態としては、全然委員会は異なり、委員会間であまり連絡していないことが実態です。ODAでは発電効率の向上や電力安定化を図り、当該国の社会、経済の安定的な成長に寄与し、さらに石炭消費量、二酸化炭素排出量の削減や大気汚染の向上に貢献するという観点から、既存の発電所の改修、排煙脱硫装置等の供与、技術協力を実施してきていると、我が国は世界の脱炭素化をリードしていくため、相手国のニーズに応じ、再生可能エネルギーや水素などを含め、CO2排出削減に資するあらゆる選択肢を相手国に提案し、その選択に応じた支援を行って

くと。実効的な世界の排出削減に貢献するとともに各国との協力関係の深化に繋げていきたいと。要するにODAは、輸出信用アレンジメントが拡大適用されていないものの、ODAの基準になるべく近づける形で運用していくということです。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

牛尾審議官、ありがとうございました。それでは、お願いいたします。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター プログラム・ディレクター）

ありがとうございます。質問1の部分ですが、すでに大臣レベルで調整をしている段階ということですが、課レベルで経産省とやり取りするプロセスあるのかどうか。エネルギー基本計画策定に向けてどういうタイミングで、どういう立場の人たちが、どう話し合うのか、教えて頂ければ幸いです。

質問2について、先ほど超々臨界圧のみに限定して支援をするのが方針ですということだったのですが、仮に超々臨界圧であってもパリ協定と整合するかどうかを考えると、様々な研究がされている中で国際社会にその立場を説明していくときに、超々臨界圧に絞ればこういうステップでできるのです、というのがないと、やはり国際社会の納得は得られないのではないのでしょうか。

また、追加の質問として、先ほど超々臨界圧のみに限定するという方針だったのですが、他方、足元で超々臨界圧ではないものも検討段階に入っているので、いつから超々臨界圧のみに絞るのでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

むしろ、大臣もこれは自分の責任で扱いを決めると言っています。どう調整するのかということですが、今後のプロセスとなります。

2点目は、それは、お互いそうなのでしょうとしか言いようがなく、国別の削減計画を出して、あの中で超々臨界圧をやってこれだけやるよという中に収まるのであれば、その中で判断するのかなと思います。ただ収まらないかもしれません。見てみないとわかりません。

3点目のいつからというのは、残念ながら、そういうことで、要するにこの提言をどう扱うかに大分と依存するのだと思います。大臣の立場は、今はあくまで参考であると言っているので、調整はすると言っていて、それによって大分扱いが変わってくると思います。全然変わらなければ今のままかもしれませんけれども。これは政治の判断なので、我々はそれを受け止めてやるしかないと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

ありがとうございました。はい、田辺さん。

●田辺（「環境・持続社会」研究センター プログラム・ディレクター）

超々臨界圧のみに限定するというのは、どこか公開の文書や大臣の発言で出ていたりするのでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

文書には出ておりません。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい。まだ議論がありそうですが、少し時間がありますので、発言されたい方いらっしゃいますでしょうか。はい。お名前と所属をお願いします。

●山本（気候ネットワーク 研究員）

NPO法人気候ネットワークの山本と申します。今日は海外の話がメインだったのですが、一方で、国内で40基近い石炭火力発電所新設計画があるということで、この問題は国内外で非常に大きな問題になっているテーマかと思えます。今回の有識者会合の提言については、非常に世界動向を踏まえた内容で構成されており、これをぜひ国内対策の前進に繋げていくことができればと思います。ひとつには国内では計画されている地域の方々からも、新たに作ることに對する反対の声が上がっていますし、そうしたものを海外に持っていくことについても日本として残念であるとの声がたくさん寄せられています。ぜひ提言内容を踏まえて国の政策全体が変わっていくよう、私たちもサポートできればと思っています。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

山本様ありがとうございます。今のコメントについて牛尾審議官いかがですか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

大臣は喜ぶでしょう、ということでしょう。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

牛尾審議官、率直な意見ありがとうございます。話を受けて他の方はよろしいですか。はい、この議題についてはこのくらいにしたいと思います。

それでは次の協議題に移っていきたいと思います。「日本の開発援助と『小農の権利に関する国連宣言』—ナカラ回廊経済開発（プロサバンナ事業を含む）を事例として」ということで、日本国際ボランティアセンター南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャーの渡辺さん、よろしくお願ひいたします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

はい。日本国際ボランティアセンターの渡辺です。本日は宜しくお願ひ致します。こちらの議題、冒頭に団体名が書いてありますが、私が所属する日本国際ボランティアセンター以外に、アフリカ日本協議会及び、モザンビーク開発を考える市民の会の三団体の共同での提案とさせていただいております。議題名が、「日本の開発援助と『小農の権利に関する国連宣言』—ナカラ回廊経済開発（プロサバンナ事業を含む）を事例として」とあるんですけども、プロサバンナ事業について、今日初めてご参加される方も多いため、少し説明をさせていただきます。

プロサバンナ事業とは、モザンビークの北部三州で、日本のODAによって行われている、大規模な農業開発事業です。その上位にナカラ回廊経済開発というものがありまして、こちらが内陸部の炭鉱、石炭開発、また沿岸部の天然ガス開発、資源開発、あとは港湾開発

と鉄道および道路のインフラ整備を行って、農業農産物も含めてそれらを輸出して、経済成長をという、今我々の側では植民地型開発という呼び方をしている、そういったインフラと一体になった開発事業が、モザンビーク北部五州で行われています。

モザンビーク北部というのは人口の90%以上が小規模農民といわれる方が暮らしているのですが、これら事業について五年前に当事者である小農らから、主にプロサバンナ事業に対する、農業の案件のほうですね、に対する懸念というのが出されまして、それ以降この場であったりとか、プロサバンナ事業に特化した意見交換会というのを外務省・JICAさんとの間でもって参りました。

その中で状況が、あとで話させていただくのですが、当事者の側から見て状況が悪化してきているということがあります。これを受けて今回は、この議論の枠組みの前提として、現在現地でモザンビークの状況は悪化しているのですが、一方で国際的などところに目を向けてみると、小農と農村で働く人々の権利擁護の重要性が指摘・議論されて、国連人権理事会でその権利宣言というものが話し合われています。

日本の政府もここに参加をしておりますので、ここにどのようにコミットをしてどのように小農の権利というものを考えているのかということ、ここで今一度確認をさせていただいた上で、具体的事例、モザンビークの事例を通して小農の権利を守るために、何が課題で何ができるのかということ、議論したいと考えております。

これまでの協議の結果、経緯なのですが、先ほど申し上げました通り、これまで五年間、主にプロサバンナ事業に関する協議というのを重ねてまいりましたが、当事者の側から見て、状況は悪化してきております。その悪化というのがどういうことか。人権侵害という形で起きているんですけども、具体的には、例えばJICAが我々の税金を使ったODAのお金で現地のコンサルタントを雇って市民社会の介入と分断を行ったりであったりだとか、そういうことに抵抗の声を上げる小規模農民が現地政府によって、弾圧をされる、例えば、事業に疑問の声をあげると、投獄するぞと脅されたりであったりとか、一日に何時間も拘束されて、プロサバンナへの反対の意を翻すように言われるとか、そういった人権侵害を受けています。

そういったことの状況というのを、これまで現地調査を通じたり、現地からの報告を受けてこの場でも伝えて参りました。また政府文書をこちらの側でも入手して、それらがいったいどういう風なカラクリとか背景で起きているのかということも明らかにして、外務省とJICAに対応を求めてきたわけですが、結局、昨年四月に、現地の小農ら11名が、この事業がJICAの環境社会配慮ガイドラインに違反するというので、異議申し立てを行うような事態にまで行ってしまいました。一方、これの上位の事業であるナカラ回廊経済開発の方でも被害というのが起きておまして、こちらは三井物産がブラジルのヴァーレ社と共に鉄道開発を進めているのですが、ここで強制住民移転が起きたりなどということも、私も現地に行って調査をしているのですが、そういった調査を通じて状況を把握し、対応を求めてきています。

しかしこれが全然改善をされないので、昨年12月の本協議会で、改めて本議案書二ページ目の冒頭にある点について話し合いました。

主には、一点目としてモザンビーク政府の平和、民主主義、人権を含むガバナンス状況に対する外務省としての見解と具体的な対応。二点目は政策協議を四年以上続けてきたにもかかわらず、異議申立がなされるような事態となったことに対する見解と対応。プラス、12月当時、プロサバンナ事業の対象州のトップの農務局長による人権侵害、抑圧の発言というのが、既に現地で確認されていたので、これに対して、外務省としてどういう方策をとれるのか、ということで回答を求めたところ、この1、2、3と以下に書いてある回答が返ってきています。一点目は、ガバナンスについては「おそらく発展途上の国なので、いろいろな意味で課題がある」と。二点目は、今コメントする立場にない、三点目は、「現地で実際に起きている人権侵害について、外務省として事実関係を確認できる立場にない」という非常に残念な、ゼロ回答とも言える内容だったという風に言えます。

ただ一方で、国際的な潮流に目を向けてみますと、2010年から国連人権理事会で、小農と農村で働く人々の権利宣言、国連宣言というものについて議論されています。こちら前文と27条から成りますけども、その27条の中には小農たちの権利について、働く権利であったりとか、土地と他の天然資源に対する権利、種々の権利、あるいは女性の権利など、様々な権利とともに食料主権というものも謳われています。こうしたものが国際的に議論されている背景が前文に書かれているのですが、そこには、この2ページ目の一番下にある通りですね、四つの点が主に確認されています。一つが、小農たちが自分達のことをきちんと決定をして、進めていく。その発展の役割を果たす権利があることが認められ、ただそれが現状として侵害をされているという現状が確認をされています。またこれら声を上げる人への命の危険を含む暴力の対象となっていること。本当はそれを当該国政府が守らなければいけないのに、全然機能していないということ。これらの現実を踏まえて、こういった小農の権利が議論されています。これら前提と議論の内容はモザンビークのケースにも当てはまることかなと思います。もう一つ、この権利宣言で重要なのが、これが当事者の側から出てきた動き、ビアカンペシーナという世界的に有名な小農の運動体がありますが、こういったところから出てきた議論であるということで、非常に重要な動きであると言えます。ここに日本も参加をして議論をしていて、おそらくまもなく2018年度あたりには完成するのではないかという風に言われています。こういった背景2点、モザンビークにおける人権侵害、プラス国際潮流の流れを受けて議論というのが、ここで今日の議題を取り上げたい理由です。

また先ほど申し上げた通り、前回のODA協議会で外務省からの残念なご発言というのがあったものの、前向きなご発言というのもありました。二つあったのですけれども、一つは、これまでの協議で、人権とか主権の重要性について議論をしてきた中で、先ほど申し上げたプロサバンナ対象州の農務局長の抑圧的な発言については、録音のデータ、物的証拠があれば、対応することができる、ということをお約束してくださいました。これが現担

当課長の大場さんがなされたのですけども。もう一点が、前の担当課長だった今福課長から以下の点、三ページ目の最後にある点が付け加えられました。

「このプロセスとかプロサバンナ事業はいったん停止とか、止めるべきだというような声が上がっているのですけれども、現状見てもらうと何も進んでいない」と。それは「モザンビーク政府が先走りそうだったら、ちょっと待ってくれ、ということをして日本政府はやっている」のですよ、と、それが一年半続いているのですよということが伝えられました。この点については、我々の方でも、前向きに評価しております、その意味で、やはり今国連において、小農の権利宣言が話されている今だからこそ、この流れを受けて日本政府として小農の権利をどう捉えるのかということをはっきりと示すうえで、モザンビークにおける課題、問題について、どのように対応できるかということが議論できればということを考えております。

この四ページ目の下のほうに、先ほど申し上げました、事業対象州のナンブール州のペドロ・ズクーラ州農務局長の記者会見の発言を載せております。こちらの方は二点主でありまして、日本政府は、プロサバンナは止まっているのだという風に仰っているのですけれども、モザンビークの政府はそうではなくって、マスタープラン作りが終わるのであろうとの発言をしておられます。

もう一つが、先ほど申し上げたように、現地の小農だったり、市民社会を抑圧するような発言が見られています。例えば、「いくつかのセグメントが市民社会の名前でここを出て、マプトに言っているからだ。これらの人々はプラットフォームの議論に参加せず、あるいは同プラットフォームに参加しても、マスタープランを議論しようともしてこなかった」あるいは、「それにも関わらず彼らは別の動機を持ち、別のアジェンダのために動いている。彼らは開発否定者である」などあります。また、「彼はプロサバンナを知りたくもなく、マスタープランを議論したくない人たちであって、これらの人々の大多数は生産者でなく、畑も持っていないからだ」という風に。そういったことを公の場で、あるビジネスセミナーでの発言だと聞いていますが、公の場で言うておられます。この発言、どういう風に抑圧的ということが、アフリカに関わったことがない方には分かりにくいと思うのですけれども、四ページ目の下を書いてあります通り、モザンビークが今年地方統一選挙を迎えて行くにあたって、非常に情勢が不安定化しています。実際に事業対象州の野党の市長が暗殺された中で、政府の与党高官が、人々のことをセグメントと呼んだりとか、他のモチベーション、アジェンダを有しているという風にメディアに公式に明言するという事は、非常に危険な状況に彼らを追い込むことを意味します。

この辺りはアフリカに、コンゴにおられた牛尾さんであれば、感覚的に分かるのではないかなと思っております。なお、この発言をした局長ですけれども、五ページの上にあります、プロサバンナの中では非常に重要な位置を占めている方として確認をしておきたいと思えます。

最後、質問です。二つに分けていて、一つ目が小農と農村で働く人々の権利に関する国

連宣言で、日本政府としてこれに賛同しているのかどうか。また今後の具体的な対応。あるいはその内容についての認識見解と、賛同していない点があればそれがどういったものなのかを知りたいというところです。

二点目はプロサバナ事業について、今福課長が述べた、何も進んでいないということが予算実績ベースで、いったい何が進んで何が進んでいないのか、ということを一明らかにしていただきたいと。

また何も進んでいないというのが、止めざるを得なかったというのではなくて、今福さんの発言によれば日本政府が止めているのだ、という風に聞こえるのですけれども、その場合はいつ何で何を、どういう判断で止めたのかということをお教えいただければという風に考えております。

あとはモザンビーク政府との説明の違いですね。録音を聞くとプロサバナ事業を進めるということをおっしゃっているのです、それへの対応と、あとは発言の録音を既に1月29日に提出をしております。外務省に。これについて、現地で既に対応したのであれば、いつものように働きかけて、どんなことを伝えたのか、どんな働きかけをしたのかの内容と、あとはまだできていないのであれば、それがなぜなのかと、今後の具体的な内容を教えてください。もう一つが、上記録音データについて、外務省は録音の内容が州の農業局長の発言であることを認めるか、また、その上でこれがモザンビーク政府の見解であることを認めるか否か、認めない場合、本件に対する外務省の対応について具体的に何を意味するのか。ここで確認をさせていただいております。あとはh)とi)で事実関係を確認させていただいております。

はい、私の方からは以上です。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

渡辺様、ありがとうございました。それでは今の御発言について、外務省国際協力局牛尾審議官の方から御回答をお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

まず一点目の、小農民と地方で働く人々の権利宣言の話ですけれども、前回の決議のほうはどうだったかという、ちなみにこれは、日本は棄権です。34カ国が賛成で、アメリカとイギリスは反対しております。なぜ棄権したかという、こういう人たちの人権に配慮するということは重要だという風に認識しているのですが、要するに、この小農民の権利というのは国際社会でまだ議論が未成熟だと。実態として未だに人権として認められるかどうか分からないような状況なので、既存の人権メカニズムを使ったらいいじゃないか、ということで。まだ正式にエスタブリッシュされた人権っていう状況じゃないのではないかと理由で棄権はしていますが、反対はしていません。

現在の、今年第五回の政府間作業部会をやるわけですけれども、そのときの対応は、我々はまた同じ対応をしようかと思っております。

ちなみに今現状どうなっているかという、相当もめている、ということで、これちゃ

んと期限内に、要するに、まとまって、皆さんがコンセンサスでいってという形にできるかどうか、ちょっと予断を許さない状況ということで、そこがうまくいかない、上には上がっていかないということです。

●大林（モザンビーク開発を考える市民の会 代表）

もめているというのは外務省の中のことでしょうか？

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

国際社会でもめている。外務省の中ではもめていません。我々の立場は決まっていますので。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

ご発言がある場合は、審議官の回答が終わってからお願いします。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

そういうことで重要なのは、この権利自体は別に反対ではないということですが、果たして国際社会の中で、それ自体を人権として認める実態があるのかどうか、それはないのではないかと、まだ確立されてないのではないかとということで、棄権しています。

二番目。プロサバンナ事業のご質問ですが、事前にいただいた質問に答える形でよろしいですね。まず今福政策課長が述べた、何も進んでいないことの具体的な説明と。PI、PEM、PDのそれぞれの現状、実績、いつ何が進み、何が進んでないのかということです。まず内容。ナカラ回廊農業開発マスタープラン作成支援プロジェクトというのはPDでございます。マスタープランのドラフト及び農業開発に関する地域住民、農民の意見・ニーズを広く聞き取るコミュニティー・コンサルテーションが2017年2月下旬から開始される予定であったが、コミュニティー・コンサルテーションへの参加を拒んでいる反対派の意見も聞き、より丁寧な対話を進めることが必要であるとの考えから、日本政府・JICAからモザンビーク農業食料安全保障省に対し、コミュニティー・コンサルテーションの延期を促したところ、モザンビーク農業食料安全保障省がコミュニティー・コンサルテーションの延期を決定した。延期を決定したのは、モザンビーク農業食料安全保障省が延期を決定した、ということです。我々が延期を決定したのではなくて、モザンビーク側が決定した。それで同プロジェクトにおいて予算の振り方ですけれども、2011年度は1.86億円。2012年度は1.33億円。2013年度は1.95億円。2014年度は0.82億円。2015年度は0.52億円の予算を執行している。

ナカラ回廊農業開発研究技術移転能力向上プロジェクト、PI、これPIと言いますけれども、2017年11月に完了していると。ナカラ回廊農業開発におけるコミュニティーレベル開発モデル策定プロジェクトPEMは、2019年の5月に終了の予定であるということでございます。ソリダリダーデとの契約は2017の5月に契約期限をもう迎えたので、契約の延長は全く行っていなくて、そこまでの活動実績に基づいて、精算は終わっているということでございます。これが止まっていると、延期したという。

問二。何も進んでいないのは、止まったのではなく止めたのか。モザンビーク政府にち

よっと待ってくれということをやっているとのことで、後者以外を想定することはほぼ不可能であると思われるが、その理解でよいか。その場合、いつ何を止めたのか。これ御説明しましたが、農業開発マスタープラン策定プロセスの一環として、マスタープラン・ドラフト及び農業開発に関する地域住民、農民の意見を広く聞き取るコミュニティー・コンサルテーションが2017年2月下旬から開始される予定であったが、コミュニティー・コンサルテーションへの参加を拒んでいる反対派の意見も聞き、より丁寧な対応を進めることが必要であるとの考え方から、日本政府・JICAからモザンビーク農業省食料安全保健省に対し、コミュニティー・コンサルテーションの延期を促したところ、モザンビーク農業食料安全保障省がコミュニティー・コンサルテーションの延期を決定した。決めたのは、くどいようですけれども、あくまでモザンビーク農業食料安全保障省であると。その決定を促したのは日本政府・JICAであるということです。さらに言うとコミュニティー・コンサルテーションは再開するのかと。現時点でどうなのかっていうと、いまのところその予定はないということです。

録音データの話。録音データの内容と、何も進んでいないという発言との間に見られる相違の説明。モザンビーク政府の発言が日本政府の理解、対応と違うならば、これに関する日本政府からモザンビーク政府への具体的な対応ということですが。録音の内容は、州の農業局長が考えを述べた、ご自分の考えを述べた、というような解釈をしていて、モザンビークの農業食料安全保障省の考え方なのかっていうことについては、ちょっと分からない、ということですね。正式には、コミュニティー・コンサルテーションをもうやらないって決めているわけですから、それって普通に考えれば、州の農業局長がそういう発言するっていうのは全然方針違いますよ、はっきり言って。だからご自分の考え方を述べたのではないかという。まあ、本当にどうなのかという事実関係は分からないのですが、我々政府として考えるのは、え、これって中央政府の言っているのと違うじゃない、ということで。事実関係はどうか知りませんが、我々の認識としては中央政府が日本政府と約束したラインで、この発言自体はこれ、ということでございます。

録音があれば対応する、ということで、これは本当に渡すべく考えておまして、何で渡していないのというと、代表を通じてということを考えておりますけれども、日程調整にちょっと時間がかかっているということだけでございまして、日程が空き次第渡しに行きます。

プロサバナ事業の州の農務局の局長の役割でございますけれども、御認識の通りで結構かと思えます。重要な役割を担っている、という風に考えている。これだけでしたっけ、あとありましたっけ。これだけですよね。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

質問 i) が。

ズクーラ局長が、来日した目的と費用です。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

これは外務省が承知しているところでは、計三回来ている、と。2004年5月に、課題別研修「農業普及企画管理者」という課題別研修に来ていると。これはJICAの費用で研修に呼んでいる、と。2013年3月プロサバンナ事業に関する三ヶ国協議への参加は、これもJICA費用。2015年8月は、これの話かと思えますけども、目的はプロサバンナ事業にかかる外務省及びJICAとの協議。二番目、国会議員及び本邦市民社会との意見交換及び日本の農業セクター事例視察ということで、お金は実はJICA費用だけじゃなくて、モザンビークの農業食料安全保障省からも出ている、ということでございます。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

牛尾審議官ありがとうございました。それでは今の回答を受けまして、NGO側からの質問をお願いします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

はい。ありがとうございます。分からなかった点があるので、議論の前に事実確認をさせていただきたいのですが。予算について、11、12、13、14、15年までのご説明をいただいていると思うのですが。これはPDについては、2016年2017年度は説明がないということは、ここは予算執行実績がないという理解でよろしいでしょうか。

○河邊（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長補佐）

確定数値がちょっと私どもの方では分かりません。いまお答えできる状態ではないです。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

予算執行があったかどうかだけ教えていただいてもいいですか？

○河邊（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長補佐）

後日でよろしいですか。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

予算執行があったかどうかは今分からないということですね。

○河邊（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長補佐）

JICAに確認をします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

分かりました。要は、確認をしてないということですね。この協議会にあたって。

○河邊（外務省 国際協力局 国別開発協力第三課 課長補佐）

予算執行はしているというふうに認識をしておりますが、数字は確定をしているかどうかについて、確認をします。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ジャー)

分かりました。別の質問で、二つの議論があるかと思うのですけれども、小農の権利の方で日本政府としてのスタンスを明確にさせていただきましてありがとうございました。こちらの方で事前に出ていた声明を読んでいて、実はかなり驚いていたので、見解を改めて伺いたいと思って特に出さずに、議論に載せさせていただいた次第ですけれども。人権配慮は重要だが、小農民の権利は国際社会で議論が未成熟で、未だ認められているのかどうか分からないので、既存のものを、っていう風に仰っていたのですけれども、やはりそこがそもそも現地の、モザンビークの小農たちとの意見というか考え方だったりとか、食い違るところなのかなという風に思っています。

権利、人権ってというのはそもそも、抑圧されている当事者の側が声を上げて、それが蓄積されて、規範として認められていくものですよ。その議論を、国連の人権理事会で当事者から出てきていままにしている。そのことそのものへの理解がない。権利というのがどのように、認められていくのかっていうこと。その認識自体が驚きです。それで実は我々のところにも、国際NGOなどから連絡が来ていて、いったい日本の政府はどうなっているのか、ということで指摘をされています。意見交換会は、牛尾さんいらっしゃらなかったと思うのですけれども、そういうことはこれまでも述べてきています。それがいまだにここまで食い違ふのかということ、国際スタンダードから見て、権利を外交において考えるにあたっては、非常に課題が大きいと思いましたので、コメントとして残させていただきます。

また細かい質問があるのですが。録音で州の農務局長が、マスタープランを進めると仰っているときに、個人の考えを述べられたっていう風に仰っていてですね、それはそれとして質問にもあるのですけれども、発言に対して日本政府としてはどういう風に対応をしたのかなと。先ほど最後に確認をしていただいたように、牛尾さんご自身が、農務局長は事業において重要な役割を果たしていらっしゃる方だと仰ってますよね。そういう方が公の場で、日本政府と中央政府が言っていることと違うことをこういうように言っているのは、大きな問題ではないかなと思うのですけれども。そういうことから対応していかないと、結局人権侵害っていうのは悪化していくと思います。この件についての対応ということなのか。そこもご回答なかったかと思うので、教えてください。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

要するにそういうこともあるので、是非そういうケースがあったら、こちらに言ってきてくれと。まさにそういう認識もあるので。まさにこういう発言がございましたと。中央政府の方針と違うこと言っている農業局長もいますよと、ということと、要するに、コンサルテーション中止だと言っているときに、進めるなんて発言、すぐ終わるんだ、みたいな発言するのは、全然矛盾していて、それはだから、そういう矛盾していることを言っているやつがいると。しかも人権無視だよと、いうことも含めて、向こう政府にこれはどうということだということで録音テープを渡す。こっちの認識としてはそういうことですよ。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

NGO側から質問ありますか。はい。

●大林（モザンビーク開発を考える市民の会 代表）

モザンビーク開発を考える市民の会の大林です。

今渡辺さんの方から必要なことは全部言っていただいたと思うし、お答えをいただいたと思いますので、一つだけコメントを述べます。

さきほどの国連の小農の権利の宣言の件ですけれども、おそらく国際的に確立されていない権利概念だと仰ったのはむしろ、一般的な権利、人権よりも、食料主権のことを指して言っておられるのかなという風に理解しました。これは今日本でも非常に大きな議論になっているところで、国際的にまた日本の農民も非常に大きな関心を持っているところです。先日の種子法の廃止の時点で、この食料主権という議論はかなり日本国内の農民あるいは農業研究者からも強く意識されるようになった権利です。要するに、農業の担い手である小農こそが何を作り、どのように作っていくのかということに関して、基本的な権利を要するのだという権利だと思うのですが。これは一般的に日本の市民社会は広く支持している概念ですし、日本政府もこれに関しては積極的に賛成し、日本の農業の再建と、それから途上国の農民の支援、双方に目配りをしながらやってもらいたいと思います。そういう意味では昨年の棄権に、非常に我々落胆したのですが、今後も引き続き棄権の立場を維持されているとの発言は非常に残念です。是非前向きな方向に転換してほしいという風に要望したいと思います。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

大林様、ありがとうございました。今の件で牛尾審議官から何かございますでしょうか？

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

そのように要望されているということについては、お聞きしました。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい。牛尾審議官、ありがとうございました。他に。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

すいません。もう一点だけ、不明瞭なところがあったので確認させていただきたいのですが、「録音があれば対応する」の内容の、人権侵害の方の、抑圧的な発言への対応について。これからまだ日程調整に時間かかっている状態でまだ渡せてないので、在京で渡すことを考えていると仰ってたんですが、渡すときにどういったことを日本政府としてお伝えする予定なのか、その中身、そこを質問しているので、教えていただきたいのですが。すいません。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

彼らは人権侵害なんてやってないっていうわけですね。現にこれ、人権侵害起きているじゃないかと、そういうことは日本のNGOからきていると。今後、これ進めようと思った

ら、そこのとこ配慮しない限り、我々できないよ、ということを含めてですね、向こうに伝えると。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

ありがとうございます。では外務省の見解としては、この発言は人権侵害にあたるかと考えておられるということで大丈夫ですか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

はい。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

牛尾審議官、渡辺さん、ありがとうございました。他にこのお題に関して、質問とかコメントとかおありの方いらっしゃいますか。では、谷山さん、よろしくお願ひします。

●谷山（国際協力NGOセンター 理事長）

今日この後SDGパブリックフォーラムでも議論するのですが、SDGの目標の中に市民社会の権利というのがあって、それがやっぱり全体のSDGを実現するために重要だという建付けになっています。まさに単なる物理的な暴力だけではなく、この農業局長の発言のようなことが、本当の意味での人権侵害にあたるのだということの国際的な認識はほぼ確立しておりますけども。

それを今日は牛尾さんが外務省の立場として認めてくれたのは、とても大きな進歩だと思います。そのうえで明確にあえて政府に伝えるということと、もう一つは、ちょっと気になるのは、これもSDGの関係でもありますが、「ビジネスと人権」に関する議論の中で考えたときに、基本的に企業の人権に関わる配慮というのは、ただ単に直接人権を抑圧してなくても

サプライヤーチェーンの中で責任を持つのだと、というような位置づけがある中で、日本政府の当事者性を考える大事な例になると思いますので、是非その辺も私たち議論していきたいし、場合によっては強く要望していきたい、と思っています。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

牛尾審議官からは、何かコメントはありますか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

そのような声があるというようなことについては承ります。

●渡辺（日本国際ボランティアセンター 南アフリカ事業担当兼地域開発グループマネージャー）

すいません、渡辺です。録音の件について、JICAから昨日回答が来たのですけれども、その回答というのがですね、モザンビーク政府の言動が、「人権侵害的と受け取られることのないよう、慎重な配慮を引き続き求めていく考えです」、ということで、牛尾さんが今仰っていたご見解と異なると思うのですね、これって。「人権侵害的」と「受け取られることのないよう、慎重な配慮を引き続き求めていく」ということを、JICAが回答として返して

いて。せっかく牛尾さんが今仰ったように、外務省としてはこれを人権侵害と認めていまずと仰っていただいたので、是非JICAにも、そのあたりご指導いただければと考えております。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

承知しました。

●大林（モザンビーク開発を考える市民の会 代表）

もう一つだけ。今日の質問状に入っていないのですが、実はこの件に関連して、ここにいる渡辺さんが現在モザンビーク政府からビザ発給がなされないという状態が、昨年から続いております。この場を借りて、皆さんには知っておいていただきたいのですが。理由は明示されていないのですが、文脈から言って明らかに、プロサバンナ事業に関するモザンビーク政府の態度と、我々の現地市民社会、農民への支援と関連した動きだと思います。渡辺さんは何回も現地に行って、現地の農民組織ともコンタクトしていますし、現地フィールド調査にも当たっております。

市民社会のいろんなNGOの人に、こういう具体的な案件に絡んでビザが出ないというのは、あったのかもしれませんが、ひょっとすると初めての例かもしれない。そうでないとしても非常に重要な事例だと、日本と発展途上国の人たちとの関係において、非常に大きな事例だと思います。これに関しては外務省に対し、これからもモザンビーク政府に働きかけるように申し入れていきますので、引き続き努力をお願いしたいと思います。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

ありがとうございます。協議題にはなかったことですが、前回のODA政策協議会で協議しましたが、もしコメントがありましたら。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

全く仰る通り、場合によってはいろいろレベルを上げるとか、そういうことも考えて、本当に前向きにやりますのでご心配なく。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい。前向きなご回答をいただきまして、ありがとうございました。この議題に関しましてはこのくらいで終わりたいと思います。時間も押していますので。よろしいでしょうか。

それでは、最後の議題です。「2019年G20サミット日本開催について」ということで、関西NGO協議会の加藤さん、国際協力NGOセンターの谷山さん、SDGs市民社会ネットワークの大野さん、お願いいたします。

●大野（セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン／SDGsジャパン アドボカシー担当）

お手元にカラーでアルゼンチンの市民社会の動きと書かれたペーパーが一枚パワーポイントのデータがあったと思うのですが、ありますでしょうか。このたびG20の議題を上げさせていただいたのは、第一にG20が大阪で開催されることが発表されて、もしかしたら福岡、大阪、東京とあらゆる土地があった中で最終的に大阪になったということで、そ

のタイミングもありましてG20に向けて市民社会は何をしているのかということを紹介させていただければと思っております。

今年のアルゼンチンのG20に向けては、アルゼンチンの市民社会は非常に早くから動いています。すでに運営委員会というものを早々に立ち上げておまして、政府同様、市民社会側もトロイカ体制ということで、去年の年末から日本の市民社会も早く入ってくれと言われまして最終的にはJANICの若林事務局長がこちらの運営委員会に現在参加していらっしゃいます。すでに課題別のワーキンググループが8個出ておまして、実は8番目の国際保健という最後にできたワーキンググループですけれども、8個のテーマでワーキンググループをつくり様々な議論がメールベースでもフェイストゥフェイスベースでも進められております。国際諮問委員会ということで、オックスファム、ハインリッヒ・ベル財団、Transparency Internationalなどの委員会などもできております。

具体的には8月6、7日にC20をアルゼンチンで開催致しまして、本サミットに臨むということになっております。日本も8月のC20に何名か、予算が取れば参加する方向で動いております。それがアルゼンチンの市民社会の動きですが、2019年G20@日本ということで日本に向けてすでにG20市民社会ネットワーク準備会、仮の名称ですけれども、すでに設立されております。

こちらの準備会の事務局はG7の伊勢志摩サミットの市民社会のつくりと同じで、JANICとSDGs市民社会ネットワークが共同事務局を行うことになっております。トロイカ体制の対応として、先ほど申し上げました通り、アルゼンチンC20における運営委員会等の参加、あるいはフェイストゥフェイス会議等の出席、8月C20本会合の出席を行う予定になっております。市民社会の方でもG20が日本に来るのは初めてということで、G7はなんとなく経験がありますよね、沖縄、洞爺湖、伊勢志摩と来て、市民社会側も7、8年に一回来るのでなんとなくわかっているのですけれども、G20はさすがに初めてであるということで、G20に関する勉強会など市民社会の方でも始めております。

勉強会を始め、仮の準備会を立ち上げた時は、サミットの開催地が正式に発表されておらず、とりあえず始めたわけなのですけれども、このたび大阪であるということで、関西圏をはじめとする市民社会の皆様との連携を今後も東京側と一緒に進めていくという予定になっております。このたび1月末に山崎審議官、G20のシェルパにもお会いをしまして、このように市民社会の動きが進んでおりますのでというご挨拶はさせて頂いております。

C20というのはG20の正式なエンゲージメントのメカニズムの一つですので、日本政府におかれましてもぜひ早い段階から市民社会との対話等々を進めて頂けたらという風に願っておりますので宜しくお願い致します。ということで、JANICの事務局の堀内さんの方から補足等ありましたらお願い致します。

●堀内（国際協力NGOセンター アドボカシー・コミュニケーショングループ）

国際協力センター（JANIC）の堀内と申します。私からは先ほど報告がありましたG7伊勢志摩サミットの際、NGOの共同事務局を務めた経験から2、3点お話ししたいと思います。

CivilG7を2016年3月に京都で開催し、その際アジア・アフリカ諸国から約20名が日本政府の資金援助によって来日し、参加可能になりました。この様にG7諸国の市民社会以外で、開発に関わる、いわゆる途上国の市民社会の方々が参加するという非常に有意義な会議であったと思いますので、先ほど大野さんからのお話があった通りG20はG7に比べてエンゲージメント・メカニズムがより制度化されております。ドイツでも昨年2017年にメルケル首相と市民社会との対話を実現しております。

アルゼンチンについては、昨年、首脳会合の発表時期が11月30日と12月1日と発表された際に、C20の開催時期と開催場所が発表されておりました、相当政府としては準備していることがわかります。それも踏まえて政府には前向きな対応をお願いしたいと思っております。2月1日にG20サミット事務局準備室が外務省経済局政策課に設置されております。伊勢志摩サミットの際もこういった準備局がございまして、市民社会の対話の窓口にもなりましたので、ぜひNGO大使でもある牛尾審議官、民間援助連携室とも連携して、今後も前向きに取り組んでいきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いいたします。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

大野さん、堀内さんありがとうございます。今のNGO側からのご報告に対して牛尾審議官から何かありますでしょうか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

私はG20に直接行っているのですが、やはりC20は非常に重要で発言力もあって、私は開発部会やっておりますけれども、C20の代表が出てきて発言をします。その人が来ないとその時間を空けて待っているみたいなことをやっていますので、やっぱりきちんと対応をしなければいけないということが事実で、そういうアセットだと認識されていますし、初めてであるということもあるので、早目早目に対応する必要があると思います。心強いのはアルゼンチンではやっておられるということで、我々もちょうど去年の末ぐらいからトロイカが始まっていますので、このようなペースで早目早目の対応をするよう私の方からも経済局には言っておきますのでぜひ宜しくお願い致します。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい。牛尾審議官、ありがとうございます。NGO側から、加藤さん。はい、よろしくお願いいたします。

●加藤（関西NGO協議会 理事）

関西NGO協議会の加藤でございます。G20が大阪で開催されるということで、地元の市民社会の者としては非常に、青天の霹靂と言うか、どうしたものかなというのが率直な感想ではあるのですが、おそらく、私共も洞爺湖サミット、そして伊勢志摩サミットを経験しておりますので、先ほど大野さん、あるいは堀内さんの方から、全国版の市民社会のプラットフォームを準備していくという動きは当然のことではありますが、それと同時におそらく、この首脳会議、あるいは閣僚別の会議なんかが行われる地域でもあるかもしれない、そういった会議を受ける地元の市民社会もおそらく、受け入れのための

プラットフォームを作って、おそらく相当に労力をかけて、国内外の市民社会の皆さん、あるいは各国政府、他のセクターの皆さんとの対話の場を準備していくということにならざるを得ないと思っております。

で、直近では、伊勢志摩の際の東海三県の市民社会の皆さん、相当に大変だったのを傍目で見ているので、本当に戦々恐々なんですけれども、かたや一方で、東海三県の市民社会の皆さん、その時の地元のプラットフォームの枠組みをそれ以降も継続をして、東海市民社会ネットワークを形成されて、先ほどもありましたけれども、東海三県の地域でそういう地球規模課題と地域の課題を一緒にこう解決をしていく、あるいはSDGsに取り組んでいくっていう、非常に有益な、いろんな分野の市民社会が協力できるネットワークを、結果的に作ることができたということもありますので、やっぱりこういう国際会議を市民社会としても地元で受け入れる、それに対応していくっていうのがとっても大変ですが、その分やっぱり飛躍のチャンスでもあると思うので、私共、関西の市民社会としても、できるだけのことはしていきたいなというふうに、いろいろと話し合っているところであります。

ただ、やはり非常にこう負担が重い、で、先ほど冒頭にもありましたけれども、2019年というのは今日、あの、気候ネットワークさんもいらしてるのですけれども、おそらくこちら正式決定ですね、5月にIPCCの総会が京都でありまして、ということだけでも大変で、どうしていくのかなというところもあるのですけれども、私共もできるだけのことをしていきたいと思っておりますので、ぜひ外務省におかれても、できるだけ緊密に連絡、協力関係をとっていただきたいというのと同時に、やはりこの受け入れの地元、関西、大阪の他のセクターの皆さんも、こういうことたぶん初めてで、私共おそらく地元の自治体や企業のみなさんなんかとも連携をしながらということがあるんですが、なかなかやはり経験を共有できてない部分もありますので、そういった協力関係、地元での協力関係を作る中で、また、政府、外務省の皆様にもいろいろとお口添えをいただけるようにしていただけると、とってもありがたいなというふうに思いますので、その点お願いをしておきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

加藤様、ありがとうございました。G20大阪の開催について、牛尾審議官から何かございますか。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

すでに申し上げたとおり、色々と政府としてどれだけご支援するのかということも含めて、おそらくポイントになってくるでしょうから、情報交換を密にやるってことかと思えます。はい。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい、ありがとうございました。まだ発言されますか。はい。堀内さん。

●堀内（国際協力NGOセンター アドボカシー・コミュニケーショングループ）

国際協力NGOセンターの堀内です。ちょっと情報提供ですけれども、伊勢志摩サミットの際の市民社会の活動については、このNGO・外務省定期協議会の全体会議、2016年度と2017年度、2回連続全体会議で取り上げられていますので、その資料等も外務省のウェブサイトに掲載されておりますので、ぜひ、参考までにご覧になっていただければと思います。以上です。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい、ありがとうございます。G20ですね、地元大阪もこれから準備することでしょうし、外務省におかれてもこれから作業に入るといことです。地元の方ではこれを一つの飛躍の機会としたいというお気持ちをお持ちのようですので、相携えて協力し合いながら進んで行ければいいかなと思います。このG20サミットに関して、他にご発言される方はいらっしゃるいませんか。よろしいですか。

○菅野（外務省 国際協力局 民間援助連携室 課長補佐）

それでは最後に牛尾審議官から閉会のご挨拶をお願いいたします。

○牛尾（外務省 国際協力局 審議官）

紙を用意していたのですが、失くしてしまいました。今回は結構、正直言うと、意外となかなか政府の一員っていうことで、言いたいことがあまり言えなかったってところもございますけれども、非常に問題になっているところに関心を集めて、市民社会がきちんと問題を指摘しているということを表に出すという意味では、結構充実しているのかなあとと思います。

それと我々の直接の関心でいうと、やっぱりG20を我々自身もどうやってやろうかなと今、考えていて、それで一つどうしても外せないのがSDGsなんですね。これをどうやって打ち出していかうかっていうことが議論の対象、中心になりつつあって、中国がもう完全にG20を受け入れて、全部の会議の仕方、文章の書き方までSDGs仕立てで、それをドイツが引き継いだと。それで、アルゼンチンも、開発のところも含めて全体の議論の中心はSDGsですね。我々も、要するに2019年総理に行っていただくことを考えているので、やっぱりSDGsって大きくって、SDGsの中で非常に大きなポジションを占めているのは市民社会の部分なものですから、これは本当にC20っていうのは非常に格別な重みがあるかと思えます。ぜひそれを含めて協議していきたいですし、今の大臣のスタンスについて申し上げますと、市民社会の声は十分お聞きして政策に反映すべきだということは徹底されていますので、そのような方針で我々も今後やっていきたいと思っています。以上でございます。

●西井（名古屋NGOセンター 理事長）

はい、牛尾審議官ありがとうございます。それでは、本日用意しました議題については、これで全て終了いたしましたので、第3回ODA政策協議会、これにて終了したいと思います。みなさんどうも長い時間、ありがとうございました。